

# 被災地派遣レポート〈第51回〉

福祉保健局北児童相談所心理指導係児童心理司 高岩 真也さん

## 1 はじめに

東日本大震災における「子供の心のケア」の重要性が着目され、平成23年8月1日から平成24年3月31日まで、私は宮城県中央児童相談所に派遣されました。児童相談所は、最近ではドラマや漫画でも取り上げられていますが、どのような機関なのかを簡単に説明します。

児童相談所とは、児童福祉法を根拠として、都道府県や政令指定都市、中核市に設置されている、子供に関するあらゆる相談に対応する機関です。相談内容は障害に関すること、性格や行動に関することなどがありますが、昨今では、特に非行や虐待に関することが増えて来ています。私は児童心理司として、子供やその保護者がどのような人物なのかを評価し、それを踏まえて、子供を支援したり、保護者に子供への関わり方について助言したりする仕事をしています。

宮城県中央児童相談所は、宮城県の中南部6市15町1村を管轄しています。東日本大震災では、地震そのものの被害もさることながら、津波による被害が特に甚大だったため、沿岸部の市や町を中心に支援を行いました。私が担当していた業務は、①心の健康サポート事業 ②震災孤児支援 ③児童相談所における通常の相談業務への対応 の3つが主なものです。これらについて、紹介します。

## 2 心の健康サポート事業

大震災や津波の被災によって、子供たちは様々な心理的ダメージを受けることが知られており、周囲の大人による目配りと配慮が欠かせません。学校に通っている子供たちは先生方やスクールカウンセラーが、保育園や幼稚園に通っている子供たちは保育士や幼稚園教諭が見守りを続けています。しかし、まだ集団に属していない乳幼児に対しては日常的に見守るしくみがありません。そこで、宮城県は乳幼児の心理的ダメージを見落とさずに目を配り、必要に応じて相談を受けられる体制をつくりました。それが心の健康サポート事業です。

具体的には、1歳6カ月健診と3歳児健診の会場に、児童相談所の児童心理司や宮城県嘱託の心理職が赴いて、保護者や子供の相談に対応します。私は宮城県中央児童相談所の児童心理司として、この事業の利用を申し出た、塩竈市、七ヶ浜町、山元町の健診会場を訪問してきました。

1歳6カ月児は、震災時には生後間もなかったこともあって、気にかかる反応の報告は少なく、実際に健診で子供と接してもすくすくと育っている様子が見られました。

3歳にもなると、保護者から気にかかる点が聞かれるようになり、実際に落ち着かない様子が見られることがあります。具体的な例としては、一人で家の外に出られなくなったことや、一人でトイレに行きたがらなくなったことなどが挙げられます。母親から子供の状況を丁寧に聞いていくと、多くは、母親と一緒にであれば外出もでき、トイレにも行くことができるということなので、母親と一緒に安心と言う感覚を持たせるようなかわりをするように助言しました。

また、震災から1年に近付いてくると、チックや吃音（どもり）といった反応が見られるようになり、震災後間もない時期とは異なった症状が聞かれるようになりました。

チックや吃音は、緊張や不安から生じることが多く、震災直後には生活環境が短時間で変わった子供もいるので、そのストレスからかもしれません。保護者には生活が安定し、新しい環境に慣れるに従って軽快していく可能性があることを伝え、いつも子供が安心感を持つことができるようなかわりを試してもらいました。

### 3 震災孤児支援

震災によって両親を亡くした子供を震災孤児と呼んでいます。宮城県内では126人の震災孤児がいると報告されています（平成24年2月現在）。そのほとんどは、親戚宅に引き取られて生活を送っています。

定期的に家庭訪問をして、現況を確認していきましたが、子供の方から亡くなった両親の話が語られることはまずありませんし、子供自身はこちらの接触をあまり好意的に思っていません。「そっとしておいて欲しい」というような心境が、ひしひしと感じ取れます。しかし、そのまま放っておくこともできないわけなので、子供には訪問した私たち児童相談所職員と会うことを強制せず、顔を出せるようであれば顔を見せて欲しいと声をかける程度の関わりに留めて、引き取った親族から話を聞くことを中心に進めていきました。

親族からは、訪問するたびにそれまで聞かれなかった話が語られることがしばしばあり、顔が繋がった関係になってきて、ようやく、当時はどういう状況だったか、どういう心境だったかなどを、口にしてくれるようになりました。被災した方に寄り添って、そのペースに合わせる。そして、同じ支援者が、適度な距離感を保ち、継続的にかわりを持つということが、心のケアにとって肝要ではないかと思えます。

### 4 児童相談所の通常の相談業務

児童相談所の通常業務では、知的障害児の心理診断に多く関わりました。その関わりの中でも、被災を経験した子供は一定数見られました。転居を伴わない子供もいれば、津波によって家屋が流され、避難所に逃れ、親戚宅に身を寄せて、その後に仮設住宅に移り住んだ、というように、居所が転々としているような子供もいます。

知的障害や発達障害を抱えている子供には、震災によるストレスや心理的ダメージを受けると、素直に反応や症状が出やすいと言われてはいますが、それは私も実感しました。

例えば、環境や場面の变化に合わせてることが苦手な特徴を持つ子供にとっては、運動会などの学校行事のために時間割を変更することでさえ、受け入れがたいものです。それが、住んでいる家がなくなり、違う家に住むことになり、その違う家ではこれまでとは風呂やトイレの位置が変わり、窓やドアの数も違う、家具や小物もかわってしまうといった大きな変化に、まさしく天地がひっくり返るほどの衝撃を受けます。

他に、また余震があるのではないかと不安が強い子供、チックが出るようになった子供、風呂にはいれなくなってしまった子供、家の中では眠ることができなくなった子供、甘えが強くなった子供など、様々です。確かにそのような状況は心配ではありますが、保護者に話を聞くと、震災直後に比べるとよくなってきたという感触を持っているので、時間が経つにつれて、また生活に慣れるにつれて、このような行動や反応は落ち着いてくるようです。子供の順応力や回復力の高さを思い知らされますが、もちろん、それが引き続く子供もいるので、そのような子供の保護者には、機を逸することなく医療機関やそれらの症状に専門的に関わる機関に相談することを勧めました。

## 5 終わりに

「子供の心のケア」の重要性は震災直後から言われてきたことですが、それは阪神・淡路大震災といった過去の教訓からの知識として訴えられていたように感じられます。保護者や保育士、教師など、直接子供に関わる大人が、実感を持って「子供の心のケア」の必要性を感じるようになるのは、まさにこれから、という気がします。

「子供の心のケア」が大切だ、必要だと言っても、子供だけを切り取ってケアをしようとしてもうまくいきません。保護者や保育士、教師といった周囲の大人あっての子供なので、大人へのサポートやフォローも手厚くなされなければなりません。それは、住環境の整備、安定した職業を得ること、経済的な支援、行政サービスの受給などが含まれ、心理的支援に留まりません。むしろ、生活の安定が優先されるべきであって、これから自分がどうなっていくのか先行きが不透明な状態では、心理的支援を行っても、支援の内容がざらるのようにはこぼれ落ちてしまいます。まずは生活の安定を図り、それから同一の支援者がゆったりと腰を据えて、被災者のペースに沿って援助を展開するというのが理想だと思います。そのような支援がなされるには、まだまだ時間が必要でしょうし、マンパワーも必要です。東京都で仕事をしてきた立場としては、都会のスピード感で対応している、「子供の心のケア」は対症療法にしかすぎず、被災者の奥深い、真のニーズに答えることはできないと痛感しました。

宮城県に縁もゆかりもない私を暖かく受け入れてくれて、ある時は宮城県の名産、見どころを教えてください、またあるときは「寒くはないか」「こっちには慣れたか」と気にかけてくださった宮城県中央児童相談所の皆様には感謝の気持ちでいっぱいです。乳幼児健診に行けば、地元の保健師さんや他の専門職の方々からも歓迎していただきました。また、東京都被災地支援宮城県事務所には、日々心強い支援をしていただき、安心して生活する

ことができました。私自身は被災していないにもかかわらず、宮城県での生活、仕事から「絆」というものに気づかされました。児童心理司としては、尻切れトンボのように東京に戻るといった感覚が禁じえないので、このような長期派遣という形ではないにせよ、これからも何らかの形で被災地復興の一助になりたいと思いますし、宮城県がこれから発展、飛躍していく様子を共に見ていくことができたら幸いです。

最後に、震災で犠牲になった方々のご冥福を心からお祈りするとともに、被災された方々が少しでも早く、震災以前の生活を取り戻すように願って止みません。



(写真1) 乳幼児健診後のケースカンファレンスの様子



(写真2) 津波による被害を受けた学校の様子